

指定管理者候補者の選定結果について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の指定管理を行わせるにあたり、新設北区体育施設について、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、平成22年4月23日にあらかじめ選定した現北区体育施設指定管理者より提案を求めておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
阿賀野川ふれあい公園テニスコート	新潟市北区濁川2833番地先
阿賀野川ふれあい公園ゲートボール場	新潟市北区濁川2833番地先

北区体育施設 指定管理者 候補者 選定委員会	委員長 五十嵐 久 人 (新潟大学教育学部教授) 副委員長 小 熊 甚 蔵 (北区体育協会副会長・北地区スポーツ振興会副 会長) 委 員 高 橋 隆 (高橋会計事務所税理士) 委 員 若 林 孝 (北区長)
指定管理者 (候補者)	新潟市開発公社&ハピスカとよさか 代表者 財団法人新潟市開発公社 理事長 富 井 信 喜 住 所 新潟市中央区白山浦1丁目613番地69
指定期間 (予定)	平成22年7月1日～平成26年3月31日
選定理由	<p>平成21年度北区体育施設指定管理者導入の際に、一つの指定管理者であれば、照会や窓口が一本化し、市民にわかりやすく、また一体管理することにより事務量を軽減できる理由から、行政区で一つの指定管理者を選定した。今回新たに新設される新潟市北区体育施設の指定管理者候補者の選定にあたっては、同理由により現に北区体育施設を指定管理している者より具体的な提案をいただいた。北区体育施設指定管理者候補者選定委員会において、提案者から提出を受けた提案書により、既存指定管理施設との一体的な管理運営について、特に「施設の効用の最大限発揮」、「管理運営経費の縮減」、「安全管理」及び「収支計画」を選定基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った。</p> <p>その結果、下記の理由により、上記の団体が適任であるとして選定した。</p> <p>指定管理者制度を十分に認識しており、地域のスポーツ振興と発展に寄与することが期待できる。また、平等・公平な利用者の確保と市民へのサービス・利便性の向上に取り組んでいることや管理運営についても、これまで十分に実績を積んでおり、人材・ノウハウ共に充実している。</p> <p>経営面においても、経営姿勢や管理運営体制が十分に整っており、安定性は評価できる。</p>

	<p>既存指定管理施設の一体的な管理運営という点からも、総合的に優れており指定管理者候補者として、当該施設の業務遂行可能な能力を有すると判断し選定した。</p> <p>なお、上記の委員会で決定された選定基準・評価結果は別表のとおりです。</p>
スケジュール	<p>募集要領配布 平成22年4月23日</p> <p>募集要領質問受付 平成22年4月26日</p> <p>募集要領質問回答 平成22年4月28日</p> <p>応募書類提出 平成22年5月10日</p> <p>指定管理者候補者選定委員会 平成22年5月18日</p> <p>今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。</p>
所管部署 (問合せ先)	<p>北区役所地域課 文化・スポーツ係</p> <p>電話：025-387-1195</p> <p>E-mail:chiiki.n@city.niigata.lg.jp</p>

別 表 (選定基準・評価結果)				
評価項目		配点		候補者
①	施設の効用の最大限発揮	50点×4委員	200	160
②	管理運営経費の縮減	30点×4委員	120	78
③	安全管理	20点×4委員	80	68
委員(4名)合計			400	306
委員平均			100	76.50

各項目とも以下のとおり5段階評価とした。

A (50、30、20)・・・優れている。

B (40、24、16)・・・やや優れている。

C (30、18、12)・・・標準的である。(標準的な成果が期待できる)

D (20、12、8)・・・やや不十分である。(十分な成果が期待できない)

E (10、6、4)・・・不十分である。(ほとんど成果が期待できない)

※ 評価にあたっては、全項目において標準を満たす60点を最低基準の点数と定め、全委員の平均得点がこれを上回ることを審査通過の要件とした。